

かながわけんしゅわげんごじょうれい いちぶ かいせい じょうれいあん がいよう  
**神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例案の概要について**

(1) **改正の趣旨**

れいわ ねんど おこな じょうれい みなお ともな しゃじしん いし  
 令和3年度に行った条例の見直しに伴い、ろう者自身による意思  
 けつてい しゃかいさんか かんてん しゅわ ひつよう しゃ しゅわしゅうとく いち  
 決定や社会参加の観点から、手話を必要とするろう者の手話習得を位置  
 づ しょう かいせい おこな  
 付けるなど、所要の改正を行う。

(2) **改正案の内容**（詳細は別紙1、別紙2を参照）

ア **手話を使用する者に関する規定の整理**

じょうれい しょくしゅわ せつきんしゅわ しゅわ しょう しゃ もう しゃ  
 条例が触手話や接近手話といった手話を使用する者（盲ろう者）  
 ふく めいかくか はか だい じょうかんけい  
 を含むことの明確化を図る。（第2条関係）

イ **手話を必要とする者の手話の習得等についての追記**

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話の使用を  
 必要とする者（ろう児やその保護者等を含む。）が手話を習得できる  
 ことや使用に係る機会が確保されること、また、手話が受け継がれる  
 べき言語であることについて追記する。（第3条関係）

ウ **「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を  
 目指して～」の趣旨の反映、明確化等**

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を  
 目指して～」の公布等を踏まえ、手話の普及にあたり、神奈川県手話  
 すすんけいかく りつあん かん とうじしゃ しゃ しゅわつうやく おこな しゃ た  
 推進計画の立案に関する当事者（ろう者、手話通訳を行う者その他の  
 しゅわ しょう しゃ さんかく しちょうそん しえんとう かんれんきてい しゅし  
 手話を使用する者）の参画や市町村への支援等、関連規定への趣旨の  
 はんえい めいかくか はか だい じょう だい じょう だい じょうかんけい  
 反映、明確化を図る。（第4条、第5条、第8条関係）

(3) **施行期日**

こうふ ひ  
 公布の日